

### 高齢者が安心して暮らせる社会へ

高齢者虐待は、主に介護者や高齢者の家族など、身近な人が虐待を起こしやすい傾向にあります。その要因は介護者の心身の疲労、相談者がいないことによる孤立感、経済的な問題などさまざまです。

市は、昨年20件の高齢者虐待の相談・通報を受け付けました。介護で悩んでいる人は、一人で抱え込まず地域包括支援センターへ相談してください。相談することで、高齢者に医療や介護サービスなどの適切な対応を行うことができます。無理をせず、さまざまなサービスや制度を利用し、介護負担を減らしましょう。

#### 高齢者虐待の5つの種別

▽身体的虐待Ⅱ殴る、蹴るなど暴力をふるい体に傷や痛みを負わせること。身動

きが取れない状態にすること

▽心理的虐待Ⅱ怒鳴る、失敗を笑う、悪口を言うなど侮辱や拒絶の言葉・態度で、精神的な苦痛を与えること  
▽介護・世話の放棄Ⅱ食事や入浴、洗濯、排せつ物などの世話や介助をほとんどせず、心身を虚弱させること  
▽経済的虐待Ⅱ本人の同意なしに財産や年金、賃金などを扱うこと。また、理由なく金銭を与えないこと  
▽性的虐待Ⅱ同意のない性的接触や嫌がらせ、その強要をすること

#### なぜ虐待が起きてしまうのか

介護が必要な高齢者への虐待リスクが高く、養護者（高齢者の世話をしている家族や親族など）による虐待と判断されたケースの約7割が、介護が必要な高齢者への虐待です。



認知症による言動の混乱は、養護者のストレスや負担が増え、虐待の要因にもなります。

また、虐待者自身に虐待の自覚がない場合など、虐待の発生理由はさまざまです。〈虐待発生の大きな要因〉  
▽相談者がいない、孤立している  
▽介護の負担による心身のストレス  
▽介護の仕方や制度、病気に伴う知識不足  
▽介護者に病気や障害がある  
▽経済的に困っている

認知症を正しく理解し、早期発見と適切な支援で、介護負担を軽減し、虐待を未然に防ぐことが大切です。地域で高齢者を「見守りましょう」  
全ての人が地域で安心して暮らすためには、虐待を未然に防ぎ、助け合える地

#### お近くの地域包括支援センター

包括支援センター名	所在地・電話番号
中央地域包括支援センター (市役所本庁舎内)	石原80 22-2179
西部地域包括支援センター (北毛介護支援センター内)	渋川(藤ノ木)2659 26-7567
金島・伊香保地域包括支援センター (特別養護老人ホーム かない苑内)	金井2212-1 24-8366
古巻地域包括支援センター (特別養護老人ホーム 永光荘内)	半田785-5 24-1300
豊秋地域包括支援センター (介護老人保健施設 銀玲内)	石原564-1 22-2231
小野上・子持地域包括支援センター (特別養護老人ホーム 春日園内)	中郷2399-7 25-8025
赤城地域包括支援センター (介護老人保健施設 赤城苑内)	赤城町北赤城山1055-1 26-2218
北橋地域包括支援センター (第二デイサービス 虹の家内)	北橋町八崎2349-17 25-7720

### 女性に対する暴力をなくそう

11月12日(日)と25日(土)は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

暴力は、決して許されるものではありません。特に、配偶者や恋人等からの暴力、性犯罪、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。この機会に暴力に対する正しい知識を持ち、女性の人権を尊重するなど、私たちにできることを考えてみましょう。



#### DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

配偶者や事実婚、交際相手など、親密な関係で起こる暴力のことをいいます。この「暴力」とは、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力も含まれます。  
DVは、被害者に対する身体へのけがのほか、不眠症やイライラ、自律神経失調症などの多大な精神的影響

をもたらしめます。

また、暴力を受けている母親が子どもを虐待する場合や、父親から母親への暴力に、子どもが巻き込まれてしまうこともあります。さらには、家庭での暴力の現場を見聞きすることで、子どもが問題を解決するための手段として、暴力を学習してしまうこともあります。社会全体で「DVは犯罪行為である」という認識を持ちましょう。

#### 女性への暴力などに関する相談先一覧

連絡先	電話番号	備考
女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	027-261-4466	月～金曜日＝午前9時～午後7時30分 土曜日＝午前10時～午後5時 日曜日＝午後1時～5時
女性の権利ホットライン	0570-070-810	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

### 11月は児童虐待防止推進月間です

たたく音や子どもの叫び声、不自然な泣き声が聞こえるなど、あなたの周りに「虐待を受けているのでは?」と思われる子どもがいたら、迷わず連絡しましょう。連絡は匿名で行うことができ、その内容に関する秘密は守られます。



適切に支援していくことが重要です。あなたの行動が、子どもを虐待から守るための第一歩です。

#### しつけと虐待の境目は

しつけのためだと親が思っても、たいたたり怒鳴ったりすることは正しいしつけではありません。また、子どもの心を傷つける暴言も虐待になります。「暴力(体罰)や暴言はしつけではない」ことを、子どもの視点で改めて考えてみましょう。

#### 子どもを虐待から守るための五カ条

- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡を
- ②「しつけのつもり」は言い訳。子どもの立場で判断をあなたにできることから行動を
- ③一人で抱え込まない。あなただけの命が最優先
- ④親の立場より子どもの立場。子どもの命が最優先
- ⑤虐待は、あなたの周りでも起こり得る

#### 児童虐待の連絡先一覧(連絡は匿名でも構いません)

連絡先	電話番号	備考
市子ども支援課 家庭児童相談室	22-3443	月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時
県北部 児童相談所	20-1010	月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分
児童相談所 全国共通ダイヤル	189	年中無休 24時間受け付け
渋川警察署	23-0110	緊急を要する場合は110番